

議案第 9 2 号

岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 2 0 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する
条例

岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例（平成28年岩倉市条例
第32号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成31年1月及び2月における減額の特例措置）

- 3 平成31年1月及び2月における市長及び副市長の給料の月額について
の第2条の規定の適用については、同条中「100分の3」とあるのは、
「100分の13」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。